

「農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成21年1月22日）

Q 1 応募の際の機関の長が「北海道大学大学院農学研究院長」ということでも問題ありませんか。

A 農学研究院長が他の機関と契約する権限、能力を持っていれば問題ありません。

Q 2 1（2）事業期間について、事業期間（予定）が5年間とありますが、公募研究課題⑤篤農家の持つ技術の数値化およびデータマイニング技術の開発テーマは、5年間継続されるご予定でしょうか。

A 公募要領の14にありますように、平成23年度以降も継続して実施する研究課題については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、毎年度、当該研究の実施に先立ちあらためて委託契約の締結を行うものとしします。

ただし、公募要領9の中間評価及びプロジェクト研究運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止等をすべきと判断された場合は、委託を行わないことがあります。

Q 3 1（2）事業期間について、次年度以降の予算規模、配分はどのようにお考えでしょうか。

A 農林水産技術会議事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成18年3月31日付け農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。研究実施機関は、研究課題の評価に必要な資料の作成及び追跡調査への回答等の協力が必要となります。なお、評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

（1）研究課題の評価

- ・事後評価：研究実施期間の最終年度に実施。
- ・中間評価：研究期間が5年以上に亘るものについて、2～4年間が経過する時点の前に実施。なお、中間評価を実施しない年度においても、公募要領6のプロジェクト研究運営委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

Q 4 契約期間は契約締結日から平成23年3月22日までと記載がございますが、契約締結日はいつごろを想定されていますでしょうか。

A 4月1日以降できるだけ早い次期を考えています。

Q 5 2 応募資格等／(2)、1) 中核機関①について、「研究開発責任者」および「経理統括責任者」には資格等の要件がございますでしょうか。

A 研究開発責任者は研究課題全体（中核機関だけでなく、共同研究機関が担当する実施課題も含む）を統括し、研究課題の推進について最終的な責任を負う者のことで、本研究課題全体の遂行に必要な高い研究上の見識及び研究全体の企画立案及び進行管理を行う能力が求められます。

経理統括責任者は研究課題全体（中核機関だけでなく、共同研究機関が担当する実施課題も含む）に係る事業費の適正な管理・執行を行う立場から、支払・監査等の経理面で責任を負う者のことです。上記の件が実施できる者である必要があります。

Q 6 7 (2) 委託経費の対象となる経費／1) 直接経費／①人件費について、研究員の労務費は、単金設定等の条件がございますでしょうか。

A 研究開発に直接従事する研究開発責任者や研究開発を行うために臨時に雇用する研究員等に係る「給与、諸手当及び社会保険料事業主負担分」とします。特に人件費の単価等は定めていませんので、所属（または雇用）する事業実施機関の規定等に基づき計上して下さい。その際、福利厚生費に係る諸手当（食事手当など）は除きます。本委託事業を含む複数の外部資金等から、研究員等に給与を支払う場合は、本委託事業に直接従事する時間数により算出することになりますが、この場合、作業日誌等により、十分なエフォート管理を行って下さい。

以下に人件費に関する証拠書類の一例を挙げます。

（証拠書類の例）

- * 雇用契約書（臨時雇用の場合）
- * 作業日誌
- * 給与台帳
- * 支払伝票
- * 機関の給与規定

Q 7 7 (2) 委託経費の対象となる経費／1) 直接経費／⑤委託費について、再委託金額の制約などはございますでしょうか。

A プロジェクトを構成する全ての課題を他の共同研究機関に委託し、とりまとめだけを中核機関が行うことはできません。中核機関にも、とりまとめの他、必ず研究課題を担当していただき、実際の研究に従事していただく必要があります。

Q 8 応募要領のp 8「また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。」との記載がありますが、平成20年度は以前の年間収入は、上記要件を満たしておりますが、平成21年度に

限って年間収入が3分の2以上になってしまう可能性があります。このような場合、応募は可能でしょうか。

A 応募は可能です。但し、採択が決定した場合は、応募要領に書かれているとおり、「国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする」必要がありますので、ご了承下さい。

Q9 農林水産省競争参加資格は、共同研究機関として参画する機関は必要ないということでしょうか。

A 共同研究機関は必要ありません。

Q10 研究を実施するに当たっては、全国各地域において試験等を行う場合がありますが、その場合、競争参加資格申請の際の地域は、全国各地域を指定する必要がありますのでしょうか。

A 本委託事業は、随意契約（企画競争）のため競争参加資格の届出地域にかかわらず応募することができます。また、地域の指定は、一般競争参加地域の指定であるため、研究を実施する地域を指定するものではないため、全国各地域を指定する必要はありません。

Q11 共同研究機関の条件や定義に関して、どのように証明する必要があるのでしょうか。

A 応募要領2 応募資格等（2）2）共同研究機関の要件を満たしている研究開発が可能な体制が整っている機関であり、提案書の必要事項の記入をいただければ、証拠書類等の準備の必要はないです。

Q12 人件費について、国、あるいは地方公共団体からの交付金等で人件費を負担している法人は対象外となっていますが、共同研究機関が、これに該当する法人である場合も対象外となるのでしょうか。

A 中核機関、共同研究機関を問わず、条件に該当する法人については対象外となります。

Q13 地方公共団体等に勤める職員の人件費については計上できるのでしょうか。

A 都道府県研究機関に勤める職員に係る人件費については、その職員の人件費が、国、あるいは、地方公共団体からの交付金・補助金等で計上されている場合には、計上することはできません。ただし、当該プロジェクトの実施のために臨時に雇用された研究員（ポスドク等）に係る人件費は計上可能です。

Q14 情報収集のための学会参加費、論文投稿料は委託費として計上できるでしょうか。

A 当該委託事業に必要な経費であれば、情報収集のための学会参加費、論文

投稿料は委託費として計上できます。

Q15 旅費は外国旅費も計上可能でしょうか。また、その費目はどこに計上するのでしょうか。また、その際は農林水産省の許可が必要となるのでしょうか。

A 委託事業に必要な場合は外国旅費も計上可能です。この場合、必要な理由を明確にさせていただく必要があります。また、費目については、外国旅費は消費税不課税経費のため、消費税等相当額の対象経費となることから、旅費を国内旅費と外国旅費に分けて計上して下さい。また、特に許可を取る必要はありません。

Q16 一般管理費の用途を具体的に教えて下さい。

A 一般管理費は直接経費（人件費、試験研究費等）以外で本事業に必要な経費です。具体的には事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となり、中核機関、共同研究機関共に試験研究費の15%以内で計上可能です。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなど合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

Q17 委託費の対象となる経費のうち、共同研究機関は「委託費」以外の全ての経費を計上できることになっていますが、提案書の4-2「平成22年度経費の見積」に記載する際は、共同研究機関の経費は全て「5委託費」として計上してよいでしょうか。

A 共同研究機関分はすべて「委託費」で計上して下さい。

Q18 委託費の費目間流用は可能でしょうか。

A 人件費とそれ以外の費目（謝金、旅費、試験研究費）の合計額（委託費は除く）の相互間の30%以内であれば申請なしで流用が可能です。ただし、各費目から一般管理費への流用はできません。なお、謝金、旅費、試験研究費それぞれの費目間流用は特に制限はありませんが、当初計画との増減について説明を求める場合があります。

Q19 経費の見積額については、変更は可能でしょうか。

A 委託契約を締結する前であれば、研究計画の変更とはならないような軽微な変更は可能です。

Q20 事業実施期間は必ず5年となるのでしょうか。公募研究課題の委託費は平成22年度限度額は5年間、同額なのでしょうか。

A 各年度毎に開催するプロジェクト運営委員会において、課題の見直し、終了等が判断された場合は5年以内で終了する課題もあり得ます。また、研究

課題の限度額については、毎年の予算審議により決まるので、配分額が同額となるとは限りません。

Q21 共同研究機関の途中参画は可能なのでしょうか。

A 共同研究機関の参画に関しては、当初提案の研究計画に基づき、共同研究機関も含め審査し、採択されるので、運営委員会での了承等、正当な理由がない限り、簡単には認められません。つまり、中途から参画する研究機関が提案段階で明らかであれば、提案書の研究計画に書き込んでおくのが望ましいです。それが困難な場合は、プロジェクト開始後に、運営委員会において新規参画機関の必要性を厳密に審査した上で、認められれば中途参画も可能ということとなります。また、途中で参画機関が大きく変更となり、研究計画そのものが大きく変更となる場合は、公募のやり直しになる可能性もあるのでご注意願います。

Q22 法人A, B, Cのグループと、法人Dが応募し、法人ABCのグループが採択されて研究を開始したが、その後やはり法人Dの技術が必要になった場合、後でDを共同研究機関に入れることができるのでしょうか。

A 不可能ではないが、採択の際に参加機関も含め審査しているため、運営委員会での了承等に加え、合理的かつ正当な理由がない限り認められません。

Q23 各公募課題は、5年計画という説明があったが、提案の際は3年の提案になっても審査の対象になるのか。

A 本事業は、5年間の研究計画を策定して提案頂くことになる（但し、「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」公募研究課題6については、3年間）。ただし、提案頂いた計画を構成する実行課題については、5年より短い期間で終了しても構わない。なお、プロジェクト開始後は、毎年度、研究の進捗状況等について運営委員会で点検していくため、課題によっては、計画より短い期間で終了することもありうるのでご了承願いたい。

Q24 再委託先である共同研究機関から報告のあった研究成果は、中核機関と共同研究機関のどちらに帰属するのでしょうか。

A 研究成果の報告機関である共同研究機関（再委託先）への帰属となります。

Q25 研究成果は公表となるのですが、学会への発表などは必要なのでしょうか。

A 成果は最終的には公表となりますが、知的財産等の保護には十分配慮していただいた形での公表ということで、学会への発表が義務となっているわけではありません。

Q26 1つの公募課題に課題責任者として応募すると同時に、他の公募課題に課

題の一担当者として参画し、応募することは可能か。つまりは、複数の課題に、同一研究者が応募することは可能か。

A 応募可能です。ただし、審査の段階で、その研究者の課題の実行性を判断させていただきます。また、エフォート管理については十分に注意願います。